

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策に関する意見書

じん肺については、予防対策、健康管理の充実等、国においても各種の対策が講じられてきたところであるが、トンネル建設工事におけるじん肺の発生は、いまだ社会問題となっている。

こうした中、全国11地裁において審理が進められてきたトンネルじん肺根絶訴訟の中で、東京、熊本、仙台、徳島及び松山の5地裁において、いずれも「国の規制権限行使義務」の不行使を違法とする司法判断が示された。

また、これらの判決を受け、2007年6月には、トンネルじん肺根絶に関する集団訴訟原告団と国との間で、じん肺政策の抜本的転換を図ることを主な内容とする「合意書」が調印された。この合意の内容に基づき、係争中の4高裁11地裁すべてで和解が図られ、トンネルじん肺対策の飛躍的な進展に期待が寄せられている。

トンネルじん肺は、そのほとんどが公共工事によって発症する職業病であることなどから、早期に解決が図られるべき重要な問題である。国は「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づき、トンネルじん肺根絶のための対策を速やかに講じるとともに、基金制度の創設など被害者救済のための制度の充実に努めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

大阪府和泉市議会